

【公布された条例等のあらまし】

- 知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則を廃止する規則（規則第三十号）
 - 一 知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則は、廃止することとした。
 - 二 この規則は、令和五年五月十七日から施行することとした。